

川崎市公告第1120号

（仮称）高津物流施設計画に係る事後調査報告書（工事中）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第39条に定める事項について次のとおり公告します。

令和8年7月31日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書（工事中）について

1 事後調査実施者

名 称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 三輪 正浩

所在地：東京都港区赤坂一丁目8番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）高津物流施設計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

工場又は事業所の新設（第1種行為）

3 事後調査報告書（工事中）の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要

第3章 事後調査結果

4 事後調査報告書の写しの縦覧期間、場所及び時間

（1）期 間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）まで

（2）場 所

中原区役所5階、高津区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

（3）時 間

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、高津区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

縦覧開始日（7月31日）は、午前10時から縦覧を行います。